

改正 平成 19 年 12 月 26 日新人委第 658 号

平成 19 年 12 月 26 日新人委第 661 号

平成 30 年 3 月 29 日新人委第 782 号の 3

令和 2 年 2 月 28 日新人委第 782 号の 2

新人委第 15 号

平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会

委員長 丸山 正

扶養手当の運用について

扶養手当の運用について下記のとおり定めたので、通知します。

記

条例第 13 条及び規則第 2 条関係

- 1 職員が配偶者、兄弟姉妹等と共同して同一人を扶養している場合には、その扶養を受けている者(新潟市職員の扶養手当に関する規則(平成 19 年新潟市人事委員会規則第 32 号。以下「規則」という。)第 2 条各号に掲げる者に該当する者を除く。)については、主として職員の扶養を受けている場合に限り、扶養親族として認定することができる。
- 2 新潟市給与条例(昭和 32 年新潟市条例第 60 号。以下「条例」という。)第 13 条第 2 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号並びに同条第 4 項の「満 22 歳に達する日」並びに同項の「満 15 歳に達する日」とはそれぞれ満 22 歳及び満 15 歳の誕生日の前日をいい、同条第 2 項第 4 号の「満 60 歳以上」とは満 60 歳の誕生日以後であることをいう。
- 3 規則第 2 条第 1 号の「これに相当する手当」とは、名称のいかんにかかわらず扶養手当と同様の趣旨で支給される手当をいう。
- 4 規則第 2 条第 2 号の「恒常的な所得」とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得

はこれに含まれない。

- 5 所得の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額によるものとする。ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額によるものとする。

条例第 14 条及び規則第 3 条関係

- 1 職員の扶養親族として認定されている者が、遡及して規則第 2 条各号に該当することとなったために扶養親族たる要件を欠くに至る場合の、職員に条例第 14 条第 1 項第 2 号に掲げる事実が生じた日とは、職員又は当該扶養親族がその事実の生じたことを了知し得べきこととなった日(年金の額を遡及して改定する旨の通知を同居の家族が受領した日等を含む。)をさすものとする。
- 2 条例第 14 条第 1 項第 2 号の「満 22 歳に達した日」とは、満 22 歳の誕生日の前日をいう。
- 3 災害その他職員の責めに帰することができない事由により、職員が条例第 14 条第 1 項の規定による届出を行うことができないと認められる期間は、条例第 14 条第 2 項ただし書(条例第 14 条第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の「15 日」の期間に含まれないものとする。
- 4 条例第 14 条第 2 項ただし書の「届出を受理した日」とは、届出を受け付けた日をさすものとする。ただし、職員が遠隔又は交通不便の地にあるため届出書類の送達に時日を要する場合にあっては、職員が届出書類を実際に発送した日を「届出を受理した日」とみなして取り扱うことができる。
- 5 扶養親族に関する届出は、職員が併任されている場合には、本務とする任命権者に届け出るものとする。
- 6 条例第 14 条第 1 項第 2 号の「満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合」及び同条第 3 項の「特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合」については、扶養手当認定簿に記載された当該扶養親族の生年月日によって当該事実を確認し、同条第 2 項又は第 3 項の規定に従い、扶養手当の月額を認定するものとする。この認定に係る扶養手当の支給に関する事項は、当該扶養手当認定簿に記載するものとする。

規則第 4 条関係

扶養手当を受けている職員が、任命権者を異にして異動した場合には、異動前の任命権者は当該職員に係る扶養手当認定簿を当該職員から既に提出された扶養親族届及び証明書類と共に異動後の任命権者に送付するものとする。